

福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定）

福岡広域都市計画下水道 福岡公共下水道「3. 下水管渠」に那珂川遮集幹線及び第4遮集幹線を、「4. その他の施設」に福岡中央ポンプ場を次のように追加する。

3. 下水管渠

内訳	位置		備考
	起点	終点	
那珂川遮集幹線	福岡市中央区那の津二丁目	福岡市博多区住吉一丁目	
第4遮集幹線	福岡市中央区荒津二丁目	福岡市中央区那の津二丁目	

「区域は計画図表示のとおり」

4. その他の施設

内訳	位置	備考
福岡中央ポンプ場	福岡市中央区那の津二丁目	約 9,300m ²

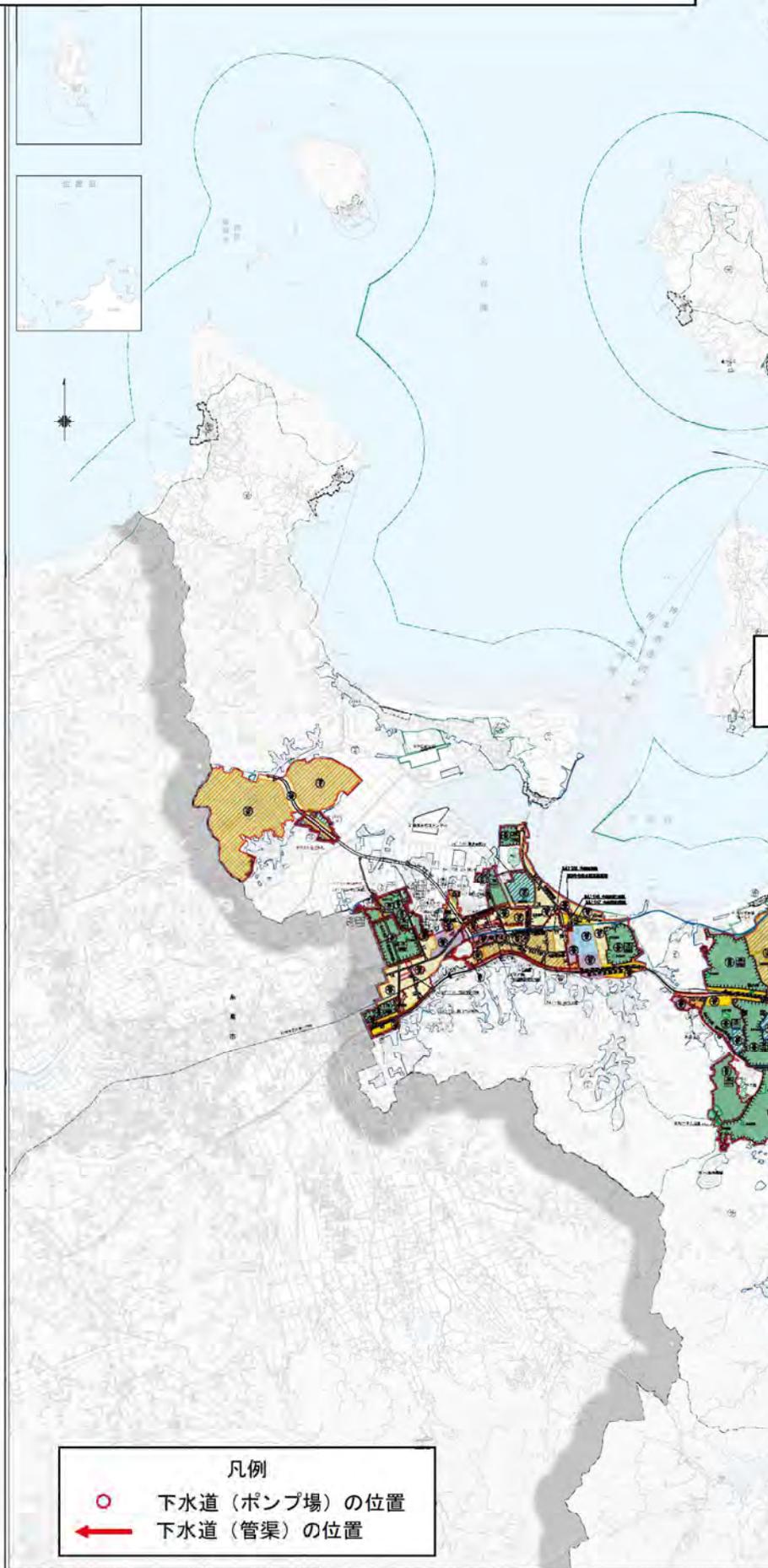
「区域は計画図表示のとおり」

理由

生活環境の改善、浸水の防除、公共用水域の水質保全に資するため、本案のとおり変更するものである。

福岡広域都市計画下水道の変更（福岡市決定）

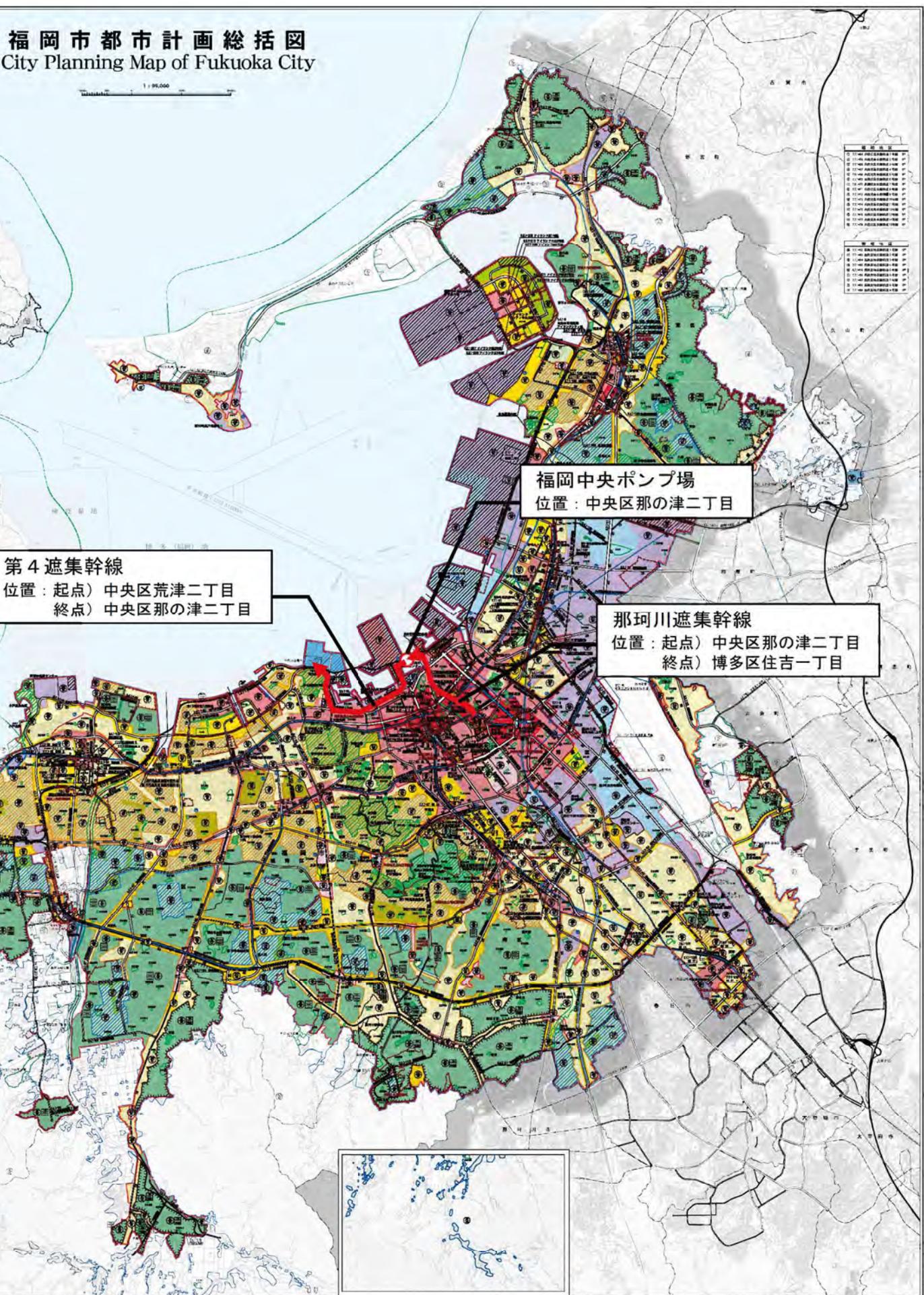
凡例	
	市街化区域および市街化調整区域界
	第一種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第二種低層住居専用地域(高さの最高限度10M)
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	上段容積率・下段建ぺい率
	外壁の後退距離の最低限度 最低敷地規模 戸建住環境形成地区(特別用途地区)
	特別用途地区
	第一種 15 M 高度地区
	第二種 15 M 高度地区
	第一種 20 M 高度地区
	第二種 20 M 高度地区
	高度利用地区
	防火地域
	準防火地域
	風致地区
	特別緑地保全地区
	生産緑地地区
	臨港地区
	流通業務地区
	駐車場整備地区
	都市計画道路
	都市高速鉄道
	公園・緑地・広場・墓園
	公共下水道排水区域
	ポンプ場
	その他の都市施設
	市街地開発事業
	地区計画区域等
	自動車専用道路
	鉄
	自然公園区域
	市郡界
	区町村界
	上段容積率・下段建ぺい率(市街化調整区域内)
	<small>注) 適用中では、市街化調整区域の容積率、建ぺい率について、建築物の用途などに応じた種別規定があります。</small>
	指定区域区分界



凡例	
	下水道(ポンプ場)の位置
	下水道(管渠)の位置

福岡市都市計画総括図 City Planning Map of Fukuoka City

1 : 95,000

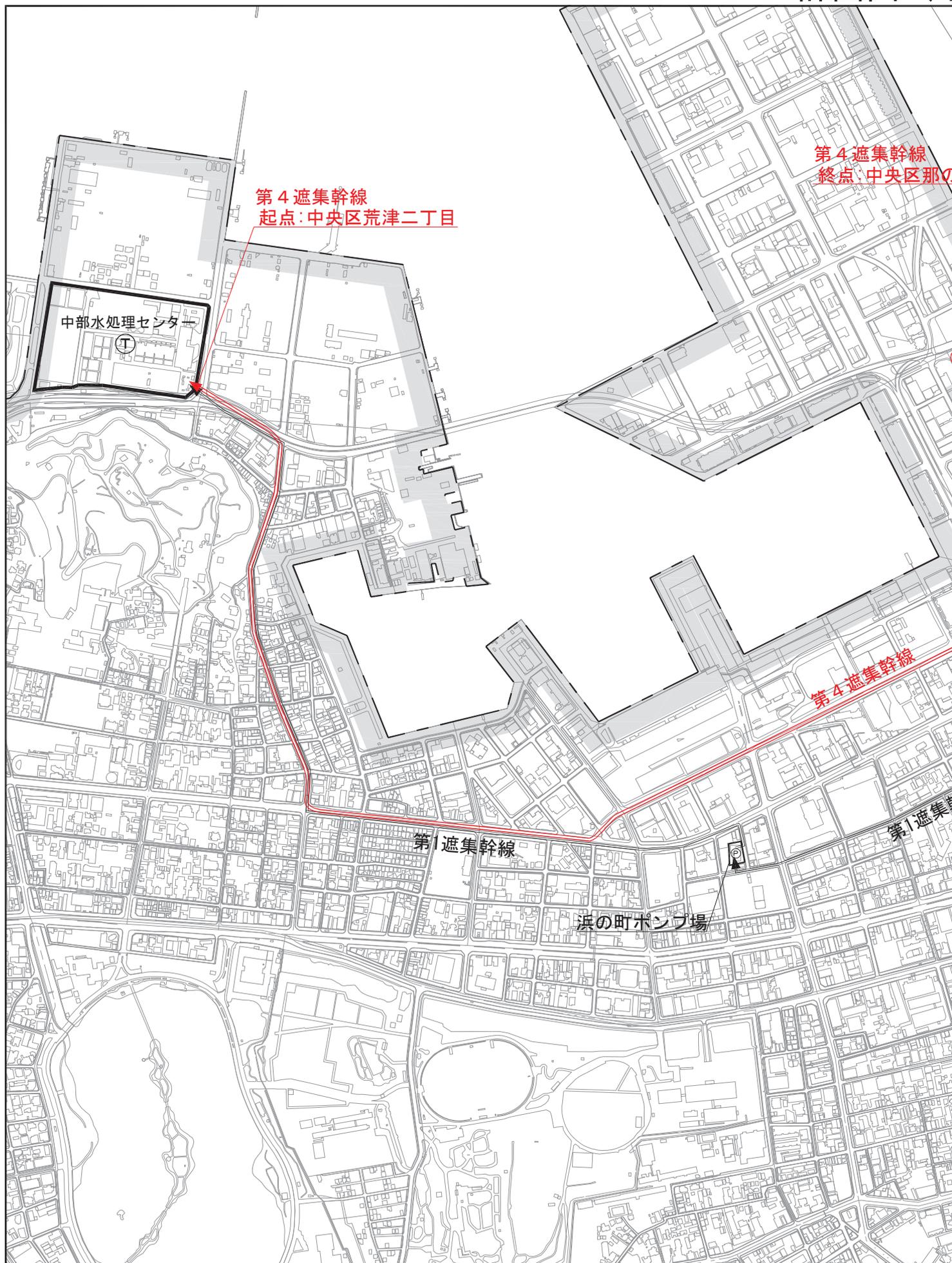


福岡中央ポンプ場
位置：中央区那の津二丁目

第4 遮集幹線
位置：起点) 中央区荒津二丁目
終点) 中央区那の津二丁目

那珂川遮集幹線
位置：起点) 中央区那の津二丁目
終点) 博多区住吉一丁目

※本図は、令和4年現在の都市計画の概略を示したものです。
建築や開発等の際には、用途地域等の詳細計画について必ず確認してください。



第4遮集幹線
起点:中央区荒津二丁目

第4遮集幹線
終点:中央区那

中部水処理センター

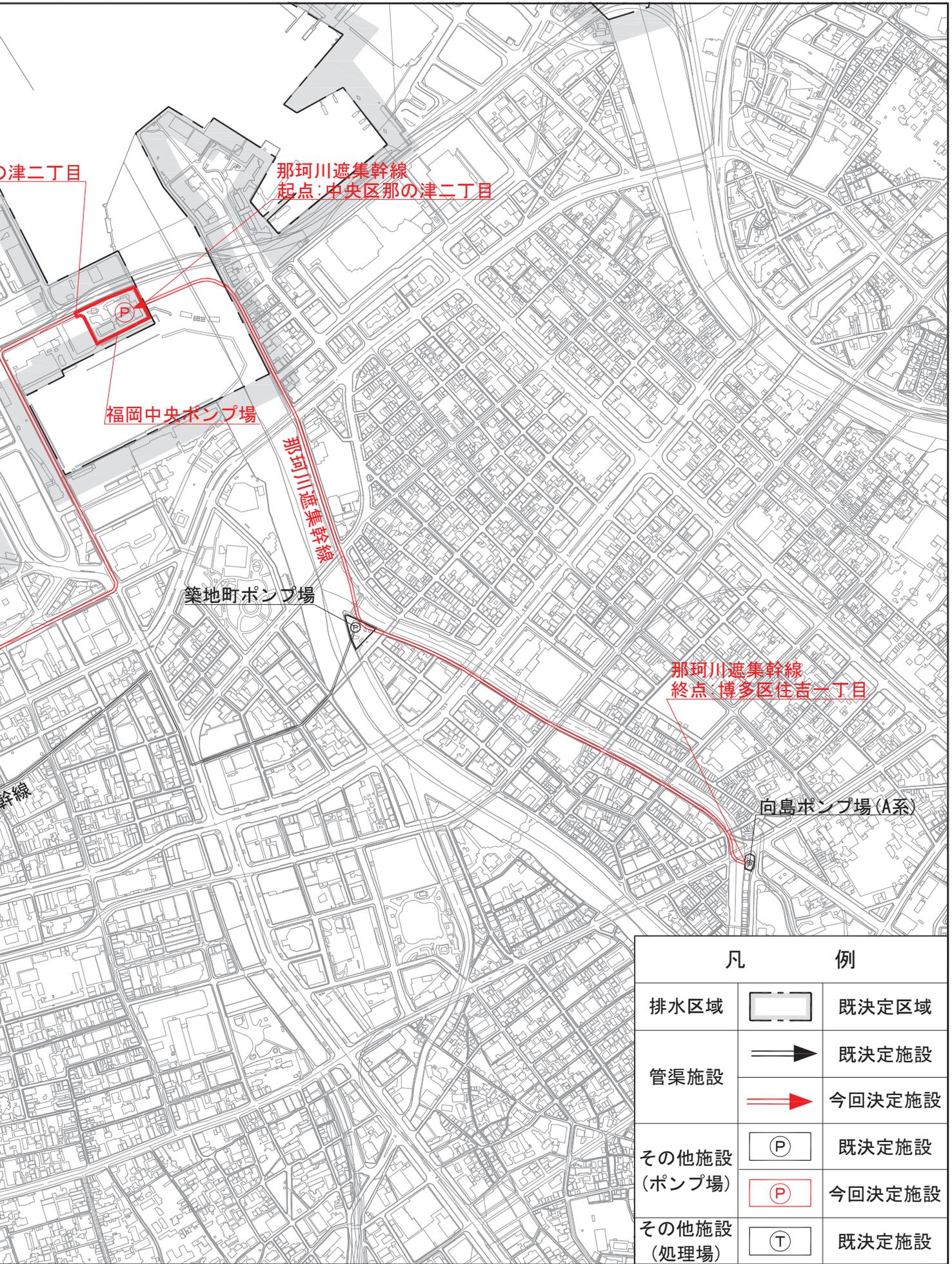
第1遮集幹線

第4遮集幹線

第1遮集幹線

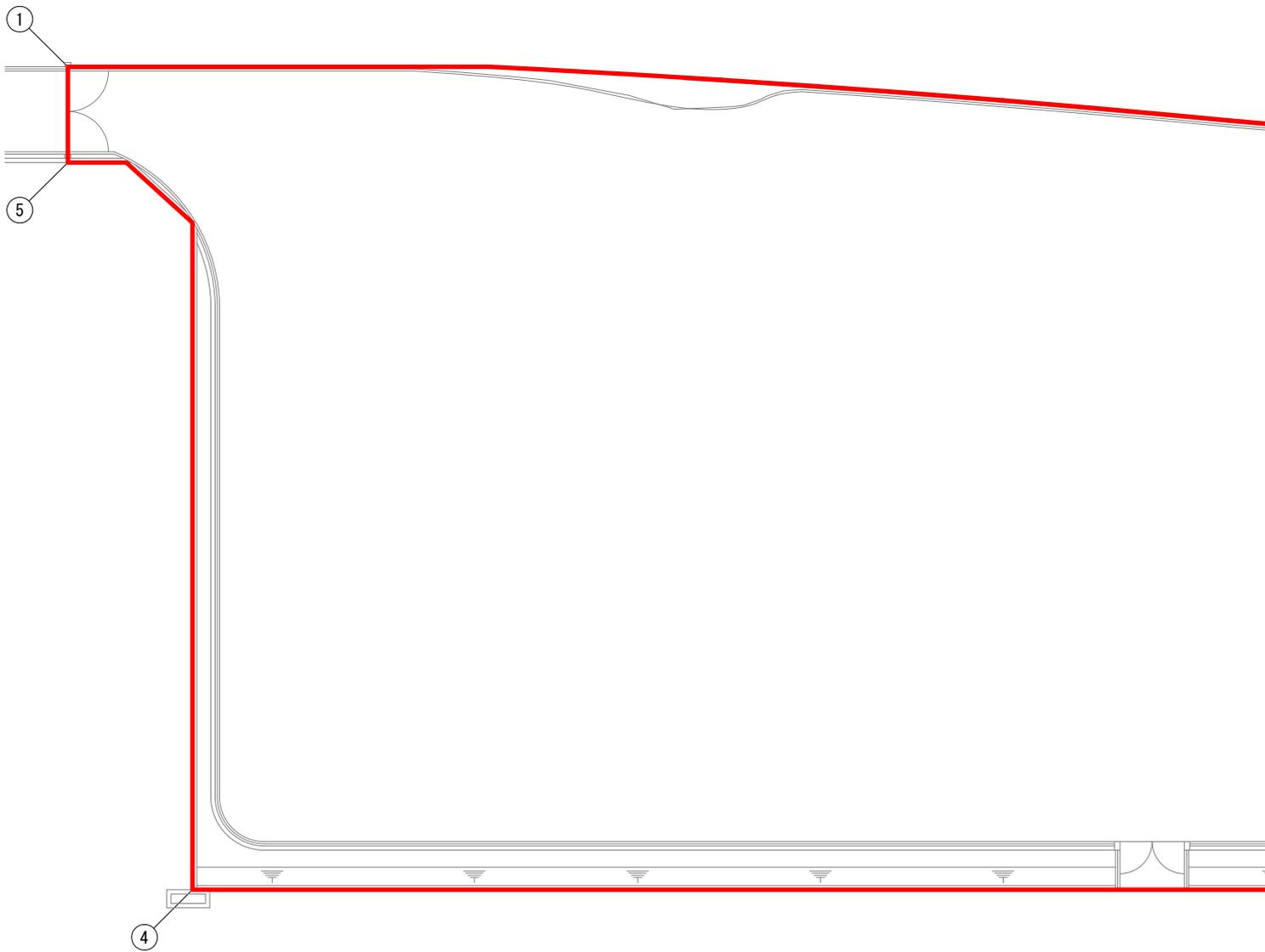
浜の町ポンプ場

下水管渠)



凡	例	例
排水区域		既決定区域
管渠施設		既決定施設
		今回決定施設
その他施設 (ポンプ場)		既決定施設
		今回決定施設
その他施設 (処理場)		既決定施設

S=1:300

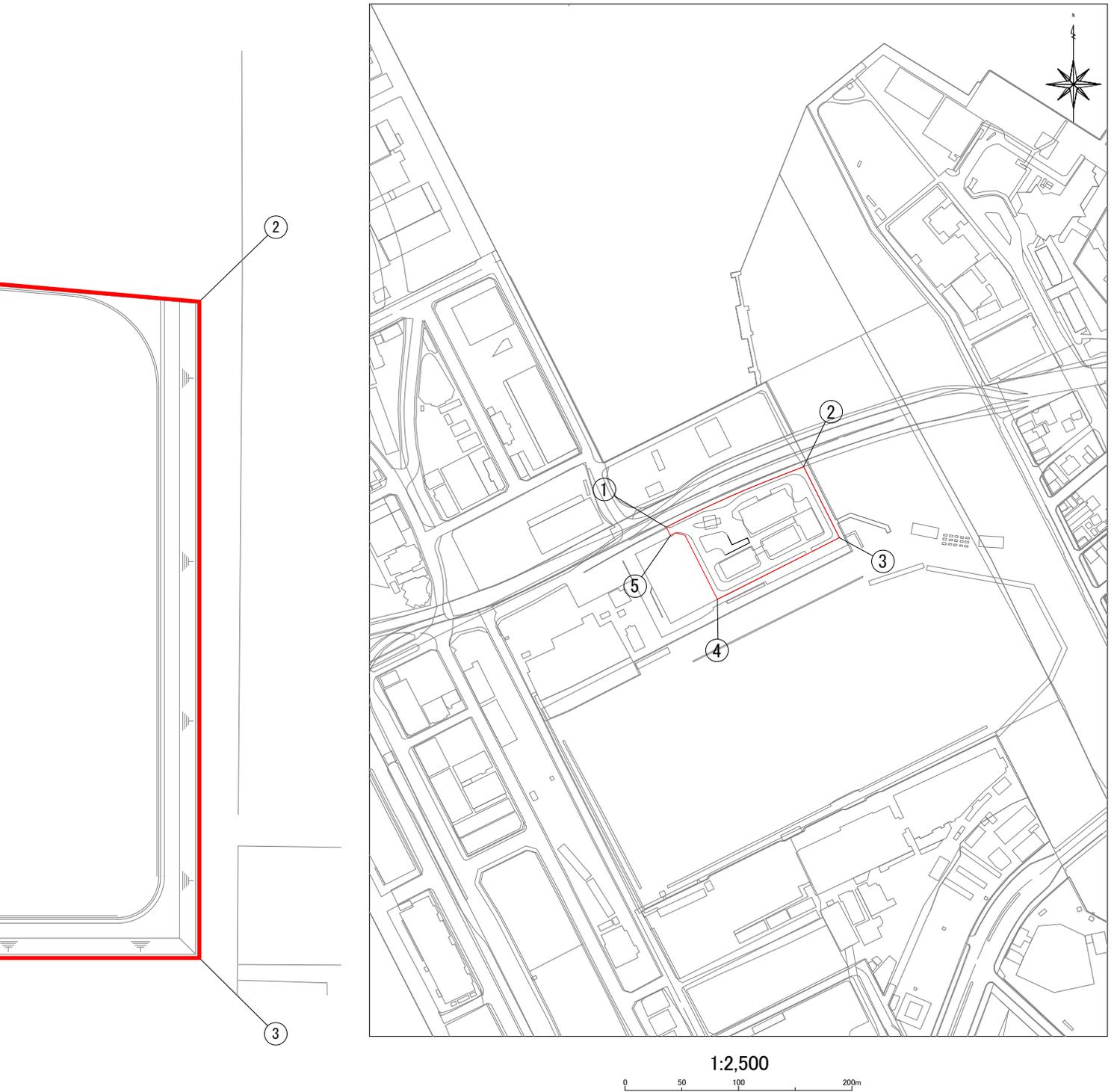


境界説明表

線分	説明
① - ②	地番界
② - ③	地番界
③ - ④	地番界
④ - ⑤	地番界
⑤ - ①	地番界

位置図

S=1:2,500



凡 例	
その他施設 (ポンプ場)	今回決定施設

「都心部下水道主要施設再構築プラン」(案) について

1 趣旨

都心部の下水道主要施設の再構築は「下水道経営計画 2024」において、令和6年度までに事業を実施することを目標としており、本年6月議会において、対象としている施設の現状や、再構築の基本的な方向性等について中間報告している。

今回は、施設計画や事業期間、事業費等で構成する「都心部下水道主要施設再構築プラン」(案)を報告し、令和5年度中のプラン策定を目指すもの。

再構築の基本的な方向性

- ・ 中部水処理センターは、ただちに大規模修繕が必要な状況ではなく、将来的にも老朽化の状況にあわせて大規模修繕が可能であることから、既存施設を「長寿命化」する。
- ・ ポンプ場および幹線管渠は、施設を長期間停止した大規模な修繕が困難であることから、新たに施設を整備し、既存施設については将来的に廃止する「再構築」を行う。

対象施設の諸元

分類	施設名	現状
処理場	中部水処理センター	供用年数 57年 処理能力 300,000m ³ /日
ポンプ場	向島ポンプ場 (A系)	供用年数 57年 揚水能力 10m ³ /s
ポンプ場	築地町ポンプ場	供用年数 54年 揚水能力 7.5m ³ /s
ポンプ場	浜の町ポンプ場	供用年数 57年 揚水能力 5.5m ³ /s
幹線管渠	博多川幹線	供用年数 51年 管 径 φ1,350mm 延 長 962m
幹線管渠	第一遮集幹線	供用年数 57年 管 径 φ1,800mm 延 長 3,760m

位置図



2 ポンプ場の再構築

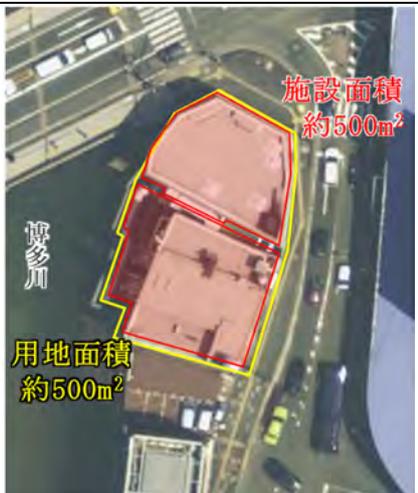
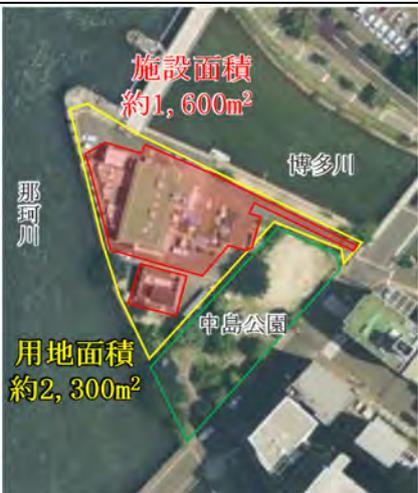
ポンプ場の再構築は、まず、現有用地内での再構築の検討を行った。

一般的に、ポンプ場を現有用地内で再構築するには、既存施設を残しつつ、新たなポンプ場を建設し、機能移転後に既存施設を廃止するため、既存施設面積の概ね3倍程度の用地が必要になるが、向島ポンプ場(A系)、築地町ポンプ場、浜の町ポンプ場のいずれのポンプ場も、現有用地内での再構築を実施することが困難な状況である。

従って、ポンプ場は新たな用地に建設することとし、向島ポンプ場(A系)および築地町ポンプ場は、環境局が所管する中部汚泥再生処理センターの用地に機能を集約化した「福岡中央ポンプ場」を新たに建設し、浜の町ポンプ場は、中部水処理センターに機能を集約化する。

なお、環境局の中部汚泥再生処理センターは、施設の老朽化が進んでいることなどから、道路下水道局が所管する東部水処理センターに機能を移転する予定としている。

ポンプ場の現状

向島ポンプ場(A系)		築地町ポンプ場		浜の町ポンプ場	
					
用地面積	約 500m ²	用地面積	約 2,300m ²	用地面積	約 1,300m ²
施設面積	約 500m ²	施設面積	約 1,600m ²	施設面積	約 900m ²

福岡中央ポンプ場建設用地の概要



住 所：福岡市中央区
 那の津二丁目 11 番 13 号
 用地面積：約 9,300m²

3 施設計画

(1) ポンプ場

向島ポンプ場(A系) および築地町ポンプ場は、これらの施設の機能を集約化した福岡中央ポンプ場を中央区那の津二丁目に建設し、既存施設は将来的に廃止する。

浜の町ポンプ場は、中部水処理センターに機能を集約化し、既存施設は将来的に廃止する。

(2) 幹線管渠

ポンプ場の集約化に伴い、ルートを変更する。

博多川幹線は、ルートを向島ポンプ場(A系)から福岡中央ポンプ場までの区間とした「那珂川遮集幹線」を新たに建設し、既存施設は将来的に廃止する。

また、合流地区のポンプ場である向島ポンプ場(A系)および築地町ポンプ場は、中部水処理センターに排水できる管渠の能力を超えた雨が降った際、希釈された下水の一部を河川に排水する機能があるが、新たに「那珂川幹線」を向島ポンプ場(A系)から福岡中央ポンプ場までの区間に建設し、これらの施設から河川への排水を廃止する。

更に、福岡中央ポンプ場から中部水処理センターまでの区間に、「第四遮集幹線」を新たに建設することとし、既存の第一遮集幹線については、将来的に大部分を廃止する。なお、第四遮集幹線は、浜の町ポンプ場の廃止に伴い、第一遮集幹線よりも深い位置で中部水処理センターに接続するため、中部水処理センターのポンプ施設を現行より深い位置に再構築する。

施設概要

分類	施設名	計画
ポンプ場	福岡中央ポンプ場	揚水能力 18m ³ /s
幹線管渠	那珂川遮集幹線	管径 φ2,000mm 延長 約1,900m
幹線管渠	那珂川幹線	管径 φ3,500mm 延長 約1,900m
幹線管渠	第四遮集幹線	管径 φ2,600mm 延長 約3,800m

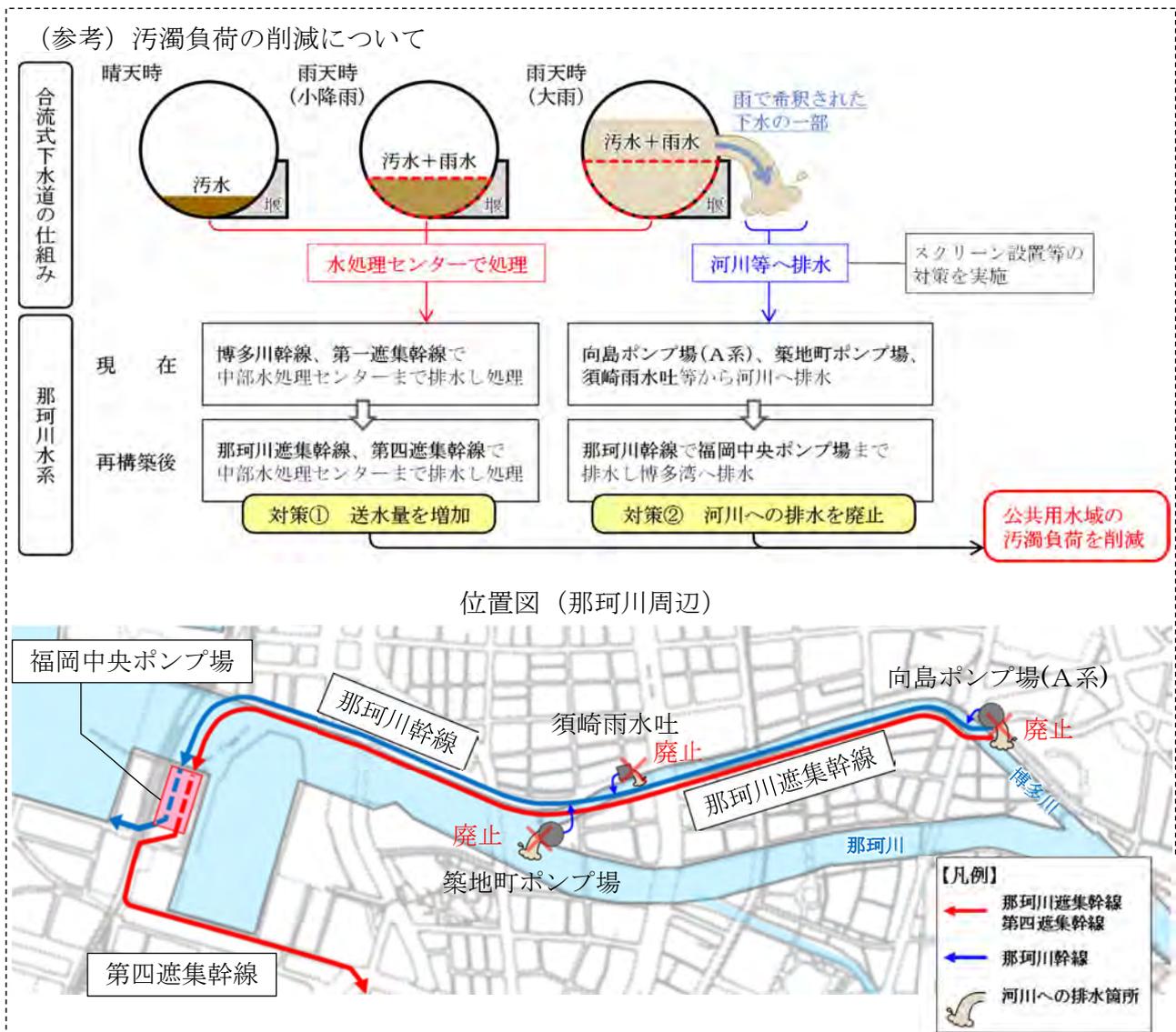
位置図



4 整備効果

下水道施設については、再構築による老朽化対策に加えて、耐震性能および耐水性能の向上など、下水道施設の強靱化を図る。

那珂川の周辺環境については、ポンプ場の集約化等により、降雨時に雨で希釈された下水による汚濁負荷を、博多川についてはなくし、那珂川についても大幅に削減していく。



5 事業期間および事業費

事業期間 20年 (令和6～25年度)

事業費 約500億円

